

5. 食品関連事業者向けマニュアル（試行版）

エコアクション21 2004年版準拠

— 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン —

食品関連事業者向け マニュアル（試行版）

平成19年3月

農林水産省総合食料局食品環境対策室

食品循環資源形成推進事業認証制度構築事業

総合検討会

目 次

はじめに	1(17)
第1章 エコアクション21の概要	4(20)
第2章 エコアクション21の取組に当たって	6(22)
第3章 食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックの手引き	11(27)
別表1 食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックシート集	13(29)
第4章 食品リサイクル・環境への取組の自己チェックの手引き	22(38)
別表2 食品リサイクル・環境への取組の自己チェックリスト	24(40)
第5章 環境経営システムガイドライン	33(49)
I. 計画の策定(Plan)	34(50)
II. 計画の実施(Do)	39(55)
III. 取組状況の確認・評価(Check)	42(58)
IV. 全体の評価と見直し(Action)	45(61)
第6章 環境活動レポートガイドライン	46(62)
1. 環境活動レポートの取りまとめ	46(62)
2. 環境活動レポートの公表	47(63)

はじめに

はじめに

○食品リサイクル・環境への取組の勧め

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で、自然環境に多大な負荷を与え、そのため社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、地球の温暖化や資源の枯渇など、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性があります。

私たちは、このような大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型の社会経済システムを「最適生産・最適消費・最小廃棄」の社会である持続可能な循環型社会へと作り替えていかなければなりません。

このような持続可能な循環型社会の構築に向け、私たち人類の活力の基である「食」に関する取組は重要な課題の1つであると言えます。特に食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の取組（以下、「食品リサイクルの取組」という）が、循環型社会形成に果たす役割は大きく、食品関連業者は中心を担う存在としてより積極的な取組が求められています。

食品リサイクル法においては、食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売事業者及び飲食店・食事の提供を行う者である食品関連事業者は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準」に従い、食品循環資源の再生利用等の実施率を、平成18年度までに20%以上にすることが求められています。

また、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を適切に果たすことも関係する食品関連事業者には求められています。

さらに、食品関連事業者は、その事業に当たって多くのエネルギーや水を消費しています。これらの削減、省資源、省エネルギー、節水等に取組むことは、事業における生産性や歩留まりを向上させることにも繋がります。

○食品リサイクル・環境への取組が取引の条件になりつつあります

環境問題の深刻化に伴い、事業者の環境問題に対する考え方は、近年、より積極的なものへと大きく変化しています。食品リサイクルや環境への取組を従来の「社会貢献の一つ」という位置付けから、「企業の業績を左右する重要な要素」または「企業の最も重要な戦略の一つ」ととらえて、事業活動の中に明確に位置付けていく動きが拡大しつつあります。

また、環境にやさしい製品やサービスを積極的に購入する「グリーン購入」の取組が急速に広がってきています。

事業者の食品リサイクル・環境への取組は、このようなグリーン購入の進展、さらには市民の環境意識の高まり、環境規制の強化等により、必須要素になりつつあるとともに

に、食品リサイクル・環境への取組や環境経営システムの構築を、取引の条件の一つとするサプライチェーンのグリーン化の動きが、大手企業を中心に拡大しつつあります。

○環境経営システム（環境マネジメントシステム）の必要性

このような食品リサイクルの取組（食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量への取組）及び環境への取組を効果的、効率的に行うためには、自らの事業活動を把握・評価し、目標を立て、行動し、この結果を評価して見直すという、「仕組み（経営：マネジメントシステム）」を構築し運用することが有効です。

この環境経営システムを組織内に構築し、運用することにより、環境への取組をより効果的・効率的に推進することができるとともに、組織内の無理や無駄の排除、目標管理の徹底等にも効果をあげることができます。

今や、環境経営システムは、21世紀の事業経営者の必須アイテムとなっています。

○本マニュアル作成の背景及び目的

廃棄物の発生を抑制するとともに資源の循環的な利用を促進させることにより、環境への負荷ができる限り低減される循環社会の構築や、わが国の経済社会の持続的な発展を目的として、基本的な事項を定めた循環社会形成基本法が制定され、関連法として各種リサイクル関連法が整備されました。

食品関連のリサイクル法として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）が定められ、食品関連事業者は、様々な取組みを行っています。

国民の食の安全に対する関心や企業の社会的責任に対する意識の高まり、あるいは食料の資源をめぐる大きな変化等の状況であることより、食品リサイクル及び環境への取組を積極的に行ってている食品関連事業者を適正に評価し、その姿勢・努力を広く社会にアピールするとともに、全ての事業者が食品リサイクル及び環境への取組を行うよう誘導していく認証・登録制度の創設が必要と考えられました。

本マニュアルは、環境省の「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に準拠し、食品リサイクル及び環境への取組を積極的に行う食品関連事業者に係るエコアクション21認証・登録制度（以後「エコアクション21」という）のパイロット事業を2008年度に実施するために取りまとめた『試行版』であり、食品関連事業者が対象です。

○マニュアルの構成

本マニュアルの構成は以下のようになっています。

「第1章 エコアクション21の概要」

本章は、エコアクション21の特徴や認証・登録制度について説明しています。

「第2章 エコアクション21の取組に当たって」

本章は、食品関連事業者がエコアクション21に取り組むに当たっての留意点、取組の手順について解説しています。第3章の内容を参考に、取組に当たっての基本的事項（認証・登録の範囲、組織体制、取組手順など）を決定してください。

なお、「食品廃棄物・環境負荷の把握項目及び食品リサイクル・環境への取組の評価項目の選択シート」は、食品関連事業者向けに一部整理されています。

○「第3章 食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックの手引き」

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、自らの事業活動（食品関連）に伴う食品廃棄物の発生及び環境への負荷の状況を把握するための方法を説明しています。

○「別表1 食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックシート集」

食品関連事業者が食品廃棄物及び環境への負荷の自己チェックを容易に行えるよう、例として示しています。

○「第4章 食品リサイクル・環境への取組の自己チェックの手引き」

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、現時点における食品リサイクル及び環境への取組状況を把握するとともに、今後実施していくべき取組を明らかにするための方法を説明しています。

○「別表2 食品リサイクル・環境への取組の自己チェックリスト」

食品関連事業者が食品リサイクル及び環境への取組の自己チェックを容易に行えるよう、例として示しています。

○「第5章 環境経営システムガイドライン」

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、エコアクション21の認証・登録を受けるのに必要な環境経営システムを構築する取組について説明しています。

○「第6章 環境活動レポートガイドライン」

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、エコアクション21の認証・登録を受けるのに必要な環境活動レポートについて解説しています。